

事務連絡
令和5年4月4日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

消防法令における各種手続に係る標準様式等の修正等について（情報提供）

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請等の導入については、早期の導入に向けて各消防本部における取組を推進いただいているところです。

今般、マイナポータル「ぴったりサービス」（以下「ぴったりサービス」という。）に登録している手続の一部について、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について」（令和5年2月21日付け消防予第59号。以下「59号通知」という。）でお知らせした様式の改正に伴う標準様式・申請フォーム（以下「標準様式等」という。）の修正等を行いましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 標準様式等の修正について

以下の手続について、標準様式等の修正が完了し、令和5年4月4日より、ぴったりサービス上で新しい標準様式等への切替えが行われたこと。

なお、ぴったりサービスを利用する消防本部については、「消防法令における各種手続に係る標準様式等の追加プリセットについて（情報提供）」（令和5年1月4日付け事務連絡）の別添を参照し、必要に応じて対応されたいこと。

- ① 工事整備対象設備等着工届出
- ② 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- ③ 防火・防災管理者選任（解任）届出

- ④ 消防計画作成（変更）届出
- ⑤ 防火対象物点検結果報告
- ⑥ 防災管理点検結果報告

2 追加プリセットされた手続について

以下の手続について、ぴったりサービスへの標準様式等のプリセットが完了し、令和5年4月4日より、消防本部において、当該標準様式等を活用した手続の登録が可能となったため、積極的に登録されたいこと。

なお、防火対象物点検報告特例認定申請、管理権原者変更届出（防火管理）、防災管理点検報告特例認定申請及び管理権原者変更届出（防災管理）の各手続について、ぴったりサービスによる電子申請等を行っている消防本部は、標準様式のまま利用している場合を含めて、経過措置期間（令和6年3月31日まで）に、防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請及び防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出の手続の設定を行う必要があること。

- ① 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ② 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出

3 今後の標準様式等の修正予定について

59号通知でお知らせした改正様式に係る手続（②～④が該当。）を含む以下の手続について、標準様式等の修正を予定していること。

なお、②～④の手続については、経過措置期間（令和6年3月31日まで）は、引き続き改正前の様式の使用が可能であること。

- ① 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ② 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出
- ④ 自衛消防組織設置（変更）届出

（問い合わせ先）

総務省消防庁予防課

担当：米田、中嶋、原口

TEL：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp